

輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）

整理 No	
追一	—
平成	年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

（署名）

（連絡先）

担当者

電話番号(FAX)番号

関税法第 6 9 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立て（権利・品名・侵害理由追加）をします。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		平成 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 当初申立ての有効期間満了日【公表】		平成 年 月 日		
※ 権利の種類【公表】		☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
※ 登録番号及び登録年月日（権利設定年月日）【公表】		第 号 年 月 日 （ 年 月 日）		
権利の追加	権利の存続期間【開示】	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
	権利の範囲【公表】			
品名の追加	品名【公表】			
	輸出統計品目番号【公表】			
※ 侵害物品と認める理由【開示】				
※ 識別ポイントの追加【開示の可否：□可、□否】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考となるべき事項 注) 記入する項目毎に開示の可否を記入する。				

- (注) 1. 権利、品目又は侵害理由のいずれかを追加する場合は、不要部分を削除して下さい。
2. ※の付されている欄は必ず記載して下さい。
3. この申請書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。ただし、当初申立てにおける記載又は添付資料と内容が同一の場合には、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略して差し支えありません。
4. 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利（権利の存続期間が当初申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものに限る。）に限ります。
5. 当初申立てと異なる事項（例えば、予想される輸出者等）があれば「その他参考となるべき事項」欄に記入してください（記載事項が多い場合は別紙）。
6. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。なお、当初申立てと同じである旨記載し、又は添付を省略した場合は、当初申立書の該当部分（不開示とされていたものを含む）が次により開示されます。
- （1）【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- （2）【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等が開示することがあります。
- （3）【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に ☒ チェックをして下さい。
7. 本申立てが受理された場合の有効期間は、当初申立ての有効期間と同じになります。
8. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択）。